

議 事 録

令和8年3月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室										13:30～
会 議 名	第33回伊賀市農業委員会総会										
出席者	坂本	森下	玉岡	門口	西田	大田	藤室	松永	川口(一)	中原	福岡
農業委員	田中	池町	福地	山本	稲森	西尾	橋本	折戸	喜多	喜久永	(計21名)
推進委員	吉岡										
欠 席 者	西口 森田 高田 川口(貞)										
事 務 局	前川 山出 矢野 北田 岡嶋 勝本										
議 事											
会 長	みなさん こんにちは。 定刻になりましたので、始めたいと思います。 先月、農業委員会の視察研修会という事で、〇〇〇〇と西山の棚田を見ていただきました。いろいろと問題点がある訳ですけども、なかなか維持管理等をよくやられていると思いました。 それから、時間に余裕があって、私の耕作している田を見ていただきましたけど、まあ、ほとんど京都府に近いところでしたんですけども、見ていただいて良かったなあとっております。 ちょうど見ていただいた所が、昨年の渇水で枯れた圃場です。今年も水が無いのかなと思っておりますけども、見ていただいた所は、山からの水が直なので、池もないんで雨を待つしかないというふうに思うんですけども、今年は番水制をとって上から順番にやっけて行こうかなと思っております。 今年、雨が少なくて非常に問題になったんですけども、なんとかそういった方法で耕作して行かなければと思っております。 それから、新聞に載っているんですけど、伊賀米コシヒカリが通算11回目の特Aを受賞したという事で、この米、どこの米かと言いたところですが、「これは言えません。」 また、地域の主要米が伊賀米コシヒカリでいいのかという課題もあるんですけど、特Aを受賞しますと、ちょっとまだ長く続くのかなというふうに思います。 それと、いろんな情報がございまして、中山間をやられている方について、国の会計検査において三重県ではないと思うんですけども、駐車場や宅地になっている所まで交付金を貰っていたとの事象もあったとの事で、会検からの指摘ですけども、管理をしている田で耕作していなくて畔もないという所も指摘されまして、今度からは厳重に指導があるんではと思っております。 これは、2月21日の農業新聞に掲載されておりましたので、中山間をやられている方は興味を持ってですね、やっていただきたいと思います。 いろんな事を申し上げましたけども、これから第33回の農業委員会月次総会を開催したいと思います。										
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。										
事務局長	委員総数24名中、21名の委員さんに出席をいただいております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定にあります過半数の出席を満たしておりますので、本総会が成立していることをご報告申し上げます。										
議 長	次に本日の総会日程は本日一日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一 同	異議なし										

議 長	はい、ありがとうございます。 次に議事録署名者の指名を行いたいと思います。 署名者は、⑮番の西尾委員、⑯番の橋本委員にお願いをいたします。
議 長	本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することとなっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知については、いずれも報告案件ですので一括して報告をいたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	はい、失礼します。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 総会資料1ページでございます。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田:3筆、畑:2筆、面積は合計12, 908㎡についての通知がありましたので、ご報告いたします。 続きまして、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明いたします。 総会資料2ページです。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田:3筆、畑:3筆、面積は合計4, 259㎡についての通知がありましたので、報告いたします。 以上です。
議 長	説明が終わりました。 ご発言ございませんか。
議 長	はい、ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号 使用貸借契約の解約による通知については、報告のとおりご承知おきください。
議 長	続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第1号 No.1～No.8について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、失礼いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。 総会資料3ページからです。 No.1 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は、現在143aで、次のNo.2との交換になりますので、トータル142aとなる予定です。 農作業歴は本人が50年で、本人が常時従事しております。 農機具は、トラクター・耕転機・草刈り機を所有しており、当該地につきましては、玉ねぎや大根などの野菜を作付する予定です。 申請地は、譲受人所有の畑に隣接する農地でありまして、すでに一体的に譲受人が耕作しているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。
事務局	続きまして、No.2 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は86aで、先ほどのNo.1との交換になりますので、トータル87aとなる予定です。 本人の農作業歴は50年、本人と子が常時従事しております。 農機具は、トラクター・耕転機を所有しております。 当該地につきましては、譲受人所有の畑に隣接する農地でありまして、すでに一体的に譲受人が利用しているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。 なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。
事務局	続きまして、No.3～No.5につきましては譲受人が同一ですので、併せてご説明いたします。 明細は総会資料のとおりです。

	譲受人の耕作面積は3,813aで、取得後は合計4,296aとなる予定です。 譲受人は、平成8年に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員7名が常時従事し、農機具は、トラクター5台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機・収穫機・動力カルテ・ローラーリフト等それぞれ1台を所有されております。 申請地につきましては、田んぼについては水稻、畑につきましては、玉ねぎやにんにくなどを作付する予定です。 譲受人は、予野地区を中心に大規模に経営している農業法人でありまして、当該地につきましても効率的に活用できると認められます。 なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人もございません。
事務局	続きまして、No.6 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は168aで、今後は210aとなる予定です。 農作業歴は本人が10年で、本人が常時従事しております。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバインをそれぞれ所有しております。 申請地につきましては、水稻を作付する予定です。 申請地につきましては、譲受人所有の田に隣接する農地で、申請地につきましても、すでに譲受人が耕作管理しているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に支障はなく、申請農地にかかる借受人もございません。
事務局	続きまして、No.7 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aであったため、営農計画書が提出されております。 本人の農作業歴は家庭菜園程度の経験しかありませんが、本人が常時従事する予定です。年齢は44歳の会社員で、住所は甲賀市ですが、申請地の隣の空き家をすでに購入済みで、現在リフォーム中で、将来的にはそちらに移住も検討していますが、当面は別荘的な扱いとして利用する予定です。 農機につきましては、草刈り機を所有しており、必要に応じて耕運機も購入する予定で、申請地につきましては、キャベツなどの野菜を作付する予定です。 隣の空き家を拠点に取得後も効率的に耕作できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。
事務局	続きまして、No.8 明細は総会資料のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aで、取得地が農用地であったために3月2日に新規面談を行いまして、承認をいただいております。 譲受人は54歳で、京都の中学校の教師をされております。 なお、夫につきましては、京都の国際会館でフレンチのシェフをされておられて、それを経て、現在、京都でスリランカ料理の店を経営しております。 譲渡人の〇〇さんにつきましても、申請地の隣でレストランを経営されていたんですが、腰を痛めたためにその店をたたんで京都に帰ることになったために、その後継者を探していたところ、知り合いの譲受人との話がまとまった次第です。 譲受人は、京都でも既に小さな畑を借りて自家用の野菜を栽培しており、自家栽培の野菜を使った飲食店を経営したいとの希望もあったために、申請地の隣の東郷さんの飲食店兼住居も今月中にも購入する予定で、そちらでは、フレンチのレストランを経営する予定となっております。 農作業歴は家庭菜園程度の経験ですが、本人及び夫が常時従事する予定です。 農機具は、譲渡人の〇〇さんから耕運機と草刈り機を譲り受ける予定で、現況は畑となっており、申請地につきましては、なす・きゅうり・トマト・玉ねぎ・キャベツ・レタス等さまざまな野菜を作付する予定となっております。 購入予定の店舗兼居宅が拠点となり、申請地はすぐ隣にある農地のため、効率的に活用できると認められます。 なお、周辺地域の農業に対して支障はなく、申請農地にかかる借受人はございません。 以上です。

議 長	只今の説明に関連して、古山地区、花垣地区、鞆田地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
〇〇委員	古山です。 No.1とNo.2は交換ですので、いっしょという事で、2月27日に現地確認という事で、これにつきましては、共に隣接地の交換という事で本人たちの希望もあり、妥当だと思います。 No.3からNo.5までは〇〇〇さんで、いつも出てきますが大規模農業法人でありまして、事務局の説明でもありましたとおり問題はないと思います。 No.6につきましては、譲受人が以前から耕作をしていた土地という事で、譲渡人も高齢という事で、特に問題はないと思います。 以上です。
〇〇委員	No.7 鞆田地区です。 譲受人の〇〇さんは田舎暮らしみたいな「ポツンと一軒家」みたいな古い家を趣味的に探していたところ、譲渡人の方が両親が早くに亡くなられて空いていた家を見つけられまして、希望の場所に希望の物件であったという事でこのような案件となりました。 今、現在は勤められておりまして、通作距離については、現在住まわれている自宅から勤務をしている場所との距離はさほど変わりがなくて、行き来はできるという事で効率よく利用していただけるんじゃないかなと思います。 それから、No.8ですけども、今、〇〇さんが利用耕作されているんですけども、体調を崩されたという事で、知り合いの渡辺さんも田舎暮らし希望も持たれていたという事でこのようになりました。 詳細につきましては、事務局から説明のあったとおりです。 以上です。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。
〇〇委員	8番 (No.8) ですけど、地目は田になっていますが、現況は畑でよろしいんですよね。
事務局	はい、そのとおりです。
〇〇委員	それと、この場所なんですけど、ゲートボール場の反対側のところですか。
事務局	そうです。「〇〇〇〇」というレストランというかお店の横になります。
〇〇委員	田舎風のレストラン？ その周辺の田んぼですか？
〇〇委員	家の西側にある田んぼです。 県道の北側に「〇〇〇〇」があって、その裏に道が通っていて、県道とその道の間にある田んぼが今回の申請地となっています。
〇〇委員	畑という事ですね。 それから、この〇〇さんはここに住まれる？ どっちだったかな？
事務局	現在、中学校の教師をされておりますので、なかなかこっちに移ってくるのはすぐという訳にはいかなくて、居宅と店舗が兼用になっていきますので、何と言いますか、別荘的な扱いになるかもわかりませんが、基本的にはこの場所でフレンチのレストランを開業するという事で、住むかどうかはわからない状況です。
〇〇委員	まあ、荒らさないようにしてほしいですね。
〇〇委員	しばらくは、〇〇さんについては、すぐに京都へ戻るという事ははっきりとしていないので、しばらくは、このままここにおられると思われまますので、農地の管理はしていただけたと思います。
〇〇委員	はい、わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	ほかにないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第1号 No.1～No.8について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし

議 長	はい、ありがとうございます。 議案第1号 No.1～No.8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～No.8については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第1号 No.9～No.16について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	失礼します。 No.9～No.12は譲受人が同一で同様の案件ですので、併せて説明させていただきます。 No.9～No.12 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は4件を併せまして、田:1筆と畑:9筆の計10筆で、面積につきましては、合計2,023㎡でございます。 申請地は、狭小な農地を多く含む農用地域内の一団の農地にあります。 現在、神戸地区では申請地を含め、圃場整備に向けて地元の合意形成を進めており、譲渡人が農業に従事していないことから、今後は譲受人が農業を引き受けることとなり、申請されたものでございます。 譲受人の現在の耕作面積は456aで、取得後の耕作面積は4件合わせて476aとなります。農作業歴は本人が30年で、常時従事されています。 農機具は、田植え機・トラクター・コンバインを各1台所有されており、申請地では水稻を作付される計画です。 申請地は譲受人の自宅から10分ほどにあり、周辺の自作地・小作地でも水稻を耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に対して支障もなく、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.13 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、4筆で1枚の水田となっており、これまでは無償の貸し借りがなされていた事から3条申請にあたり、合意解約の届出が提出されております。 議案のNo.9～No.12の案件と工区は異なりますが、先ほどと同じく圃場整備を予定している団地内にある農地になります。 申請地では、これまで使用貸借により耕作されていた方もおりましたが、高齢となられていることから、今後、圃場整備を進めて行くにあたり、譲受人が農地を引き受けることとなり、申請されたものでございます。 譲受人の現在の耕作面積は10,452aで、取得後の耕作面積は10,462aとなります。 譲受人は、平成26年10月に設立された法人で、農地所有適格法人の要件を満たしております。 農機具は、トラクターを4台、田植え機2台、コンバインを3台所有され、申請地では、水稻を作付される計画です。 申請地周辺でも多数の水稻を耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められ、周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.14 詳細は議案書のとおりです。 譲受人の現在の耕作面積は425aで、取得後の耕作面積は430aとなります。 農作業歴は本人が40年、子が8年で、常時従事しています。 農機具は、トラクター・コンバイン・田植え機を各1台所有しています。 申請地では、芋を作付される計画です。 申請地は、自宅から徒歩で数分であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。

	周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人もおりません。
事務局	続きまして、No.15 詳細については議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は0aで、取得後の耕作面積は5aとなります。 農作業歴は本人が3年、妻も3年で夫婦で常時従事する予定で、営農計画書も提出されております。 今回の申請につきましては、譲渡人が相続により農地を取得しましたが、耕作が困難となり、長年耕作放棄の状態であった農地について、隣接しているアパートの管理人である譲受人に話を持ち掛けたところ、今回、売買により農地を取得し耕作することとなり、申請に至ったものです。 農機具については保有しておらず、必要に応じて耕運機をリースして自家消費程度の野菜を作付計画です。 申請地は、譲受人の管理するアパートの前にありまして、2週間ごとにアパートの管理のために伊賀市を訪れており、また、申請地以外の施設も市内で数多く存在しており、その施設の管理のために伊賀市へ頻繁に訪れていることから、効率的に活用できると認められます。 周辺地域の農業に対して支障はありません。 なお、申請地にかかる借受人もおりません。
事務局	No.16 詳細については、議案書のとおりです。 譲受人の耕作面積は150aで、取得後の耕作面積は212aとなる予定です。 農作業歴は、本人が30年で常時従事しております。 農機具については、田植え機・トラクター・コンバイン・粃摺り機を各1台所有し、申請地の田んぼでは水稻を作付、畑では既に梅が植えられておりまして、その農地を管理する予定です。 申請地は、この度、譲渡人が県外への転居に伴いまして、農地を売買にて取得するもので、以前からその農地を耕作・管理してきた譲受人が引き継ぐこととなり、取得後も効率的に耕作できると認められます。 また、周辺地域の農業に支障はなく、申請農地にかかる借受人はおりません。 以上です。
議長	只今の説明に関連して、神戸地区、友生地区、上野地区、上津地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
〇〇委員	神戸でございます。 No.9～No.12は同じですので、当該地は事務局からの説明のあったとおり、全体の圃場整備で漏れた畑や雑種地がものすごく筆数のあるゾーンで、それを今回、圃場整備をするという事で、その中心となっている譲受人の〇〇さん、この方が合意形成を得やすくするために自分で購入してまとめているという段階で、何ら問題はないと思います。 それから、No.13ですが、これも圃場整備をして行こうという事で、譲渡人も高齢でして、既に大手の〇〇さんが隣で耕作されていたという事もあって、その農地を引き受けるという事で、圃場整備に向けて進んで行くと思います。 何ら問題はないと思います。
〇〇委員	No.14です。 2月25日に関係者立会のもと現地確認をいたしました。 後ほど5条申請にも同じ譲渡人・譲受人が出てきますけども、譲渡人が名張市の桔梗が丘の人という事で、なかなか友生の方まで来て、農地の管理ができないという事で話があり、譲受人が耕作をするという事です。 この譲受人の方というのは、昔から上友生地区でもきれいに田等を管理している方で、何ら問題はないと思っています。 よろしくをお願いいたします。

〇〇委員	No.15 2月26日に現地確認を関係者一同で行いました。 先ほど事務局からのご説明のとおりでございまして、このご主人管理されている集合住宅（アパート）の前にありまして、夏になったら背丈以上の草が生えて環境にも悪いという事で、それを重機なりを入れて耕して、奥さんも農業に興味があるもので、畑という形で自家消費程度の野菜を作りたいという事でありましたので、確認をして何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
〇〇委員	No.16 2月26日に関係者一同で現地立会を行いました。 先ほど事務局から説明のあったとおりで、譲受人は数十年前から田んぼを耕作しており、譲渡人は京都の木津川市という遠い所なので管理ができない。そういう事で今回の案件となりました。別に問題はないと思います。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第1号 No.9～No.16について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第1号 No.9～No.16について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.9～No.16については、原案のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第2号 No.1～No.2について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。 総会資料6ページになります。 No.1 申請内容については総会資料のとおりです。 申請地は、服部町の小宮神社から北へ100mに位置する農地で、周囲の状況から第2種農地と判断いたします。 施設の概要は、駐車場として利用するものです。 既に昭和55年から駐車場として利用していることから、顛末書を添付しての申請です。 土地造成は整地のみで盛土・切土はなく、隣接地との間にコンクリートブロックが1段積んであります。 取水・汚水・雑排水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理をいたします。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に支障はありません。 耕作されていない農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、農地法上は異議なしという事を確認しておりますので、併せて報告いたします。
事務局	No.2 詳細については議案書のとおりです。 申請地は、小田地区市民センター北側に接している農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地に該当します。 今回の申請につきましては、申請者は小田地区を中心に営農している担い手さんで、JA等を通じて地域の農業を請け負っておりまして、農作業面積の拡大に伴い、従来からJA等の倉庫を借りて農作業用資材等を保管しておりましたが、その置場も手狭になったため、申請に至ったものです。 当該地につきましては、昭和61年から既に農業用倉庫が建っておりまして、面積が200㎡未満の施設であるため、許可不要案件となっております。

	については、既存の農業用倉庫を含めた農地を農業用資材置場として転用するもので、申請者も隣接する農地を耕作されていることから利便性も良く、効率的に農作業ができると認められるため、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 土地造成については整地のみで、取水は伊賀市上下水道を利用、排水は既設水路へ放流、雨水については、水路及び自然浸透で処理します。 また、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂等の流出を防止します。 資金計画については自己資金で賄うこととしており、全体事業費を上回る資金が証明できる預金通帳の写しが提出されております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。以上です。
議 長	只今の説明に関連して、小田地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
〇〇委員	2月26日に現地確認を関係者で行いました。 先ほどの事務局からの説明のとおりでございまして、農機具の保管という事で資材置場を増設したいという事で、土地改良区へも承諾済みという事です。ありますので、何ら問題はないと思います。 よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。
議 長	はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第2号 No.1～No.2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第2号 No.1～No.2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～No.2については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	議案第3号 No.1～No.4について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。 議案書7ページをご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。 議案No.1～No.3については、譲受人が同一で同様の案件ですので、併せてご説明させていただきます。 No.1～No.3 申請内容は議案書のとおりです。 申請地は、山畑の勝手神社から西の方へNo.1は380mほど、No.2は270mほど、No.3は310mほどに位置し、それぞれ、50～100m程度は離れておりますが、いずれも第2種農地に該当します。 申請法人は、平成27年1月に設立され、太陽光等の再生エネルギー関連事業を営んでおります。 申請地は、譲受人が譲渡人に太陽光発電施設として利用したいと申し出たところ、了承したものであり、賃貸借及び使用貸借の合意解約の提出もなされていることから、転用はやむを得ないものと判断します。 工事計画は、許可日から令和8年6月30日までの計画で、太陽光パネルをそれぞれ168枚と150枚、120枚を設置いたします。 土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透にて処理をいたします。

	資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 また、本申請は、再生エネルギー固定価格買取制度を利用しないものであり、発電事業者と電気事業者間での売買契約が締結されていること及び小売電気事業者が経済産業省で小売電気事業登録を受けている事を確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。
事務局	続きまして、No.4 申請内容は総会資料のとおりです。 申請地は、国道25号線沿いの佐那具医院から東へ150mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断いたします。 施設の概要は、蓄電池設備として利用するものです。 蓄電池は、電力会社から割安に購入した深夜の電気を蓄えることが可能で、これらを効率的に活用するという事で、光熱費を抑えながら節電効果を高めることができます。 譲受人の株式会社人間電力は、令和7年3月10日に設立され、主に電気の供給・販売及び仲介を行っている会社です。 関係諸法令につきましても、消防法については、伊賀消防署に騒音規制法・振動規制法については、環境センターに事前協議済みです。 段差があるため、進入路として盛土を行いスロープを作る予定で、また、設備の周辺にはフェンス・防音壁で囲い、人が立ち入れないようにいたします。 取水・汚水・雑排水はなし、雨水排水は自然浸透及び南側既設水路にて処理をいたします。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しております。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺農地に対して支障はありません。 高齢化や経営者不足で営農継続が困難な状況であるため、譲渡人から売買の話があったこと、また、用途地域が定められた第3種農地であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。 本日、地元農業委員さんは欠席されていますが、農地法上は異議なしという事を確認しておりますが、事務局の話では、地元の要望事項があると聞いているので、その要望を受け入れてもらえるような意見書を付けてはどうかとの提案がありました。 以上です。
議 長	只今の説明に関連して、壬生野地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
〇〇委員	壬生野地区でございます。 No.1～No.3でございまして、先ほど事務局から説明がありましたとおり、この地区は、既に十数件の太陽光発電装置が設置されておりまして、特に問題はないと2月26日に関係者一同確認いたしております。 以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご意見ございませんか。
議 長	はい、ご意見がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第3号 No.1～No.4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第3号 No.1～No.3については、原案のとおり決定することとし、No.4については、地元の要望事項に応じることを希望するという意見を付す形で決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手

議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～No.3については原案のとおり許可することとし、No.4については、地元の要望事項に応じることを希望するとの意見を付す形で許可相当とすることに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第3号 No.5～No.8について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	No.5 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、法花の長楽寺から北西に300mほどに位置した第2種農地と判断します。 譲受人の〇〇は、平成27年1月21日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。 施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。 申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用する事を了承したものであり、転用はやむを得ないものと判断します。 土地造成は整地のみ、設置後は年2回、人的に草刈りを実施します。 取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。 また、周囲にフェンスを設置します。 太陽光パネルを404枚設置する太陽光発電施設になっております。 工事計画は、許可日から令和8年10月末日までの計画です。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。
事務局	No.6 詳細は議案書のとおりです。 申請地の西高倉字森村〇〇〇〇については、駐車場用地で西高倉公民館の道を挟んだ西隣に位置し、西高倉字日内寺〇〇〇〇、〇〇〇〇については、資材置場用地で、新居地区市民センターから北東へ約100mに位置しており、共に集落に接続している第2種農地と判断します。 施設の概要は、駐車場及び資材置場です。 譲受人が転用を行い、譲受人が代表を務める建設会社へ使用貸借にて貸す旨の契約書が添付されております。 駐車場には、車を8台駐車する計画で、資材置場については、主にポンプ車用配管ホース等を置く計画です。 駐車場、資材置場共に土地造成は整地のみで砕石を敷きます。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。 資金計画については、必要な資金が確保されている資金証明書が添付されています。 また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺農地に対して支障はありません。 本日、新居地区の農業委員さんは欠席されておりますが、2月25日に関係者一同で現地立会を行い、問題はないとの意見をいただいております。
事務局	No.7 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、友生郵便局から東に70mほどの土地で、農業振興地域内の農業用施設用地です。 施設の概要は、農業用倉庫として利用するものです。 既に平成8年に転用済みであるため、顛末書が添付されております。 農業用倉庫の建築面積は52.25㎡で、土地造成を行わず現状のままで利用します。 取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。 資金計画については、必要な資金が確保されている証明書が添付されております。

	また、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周囲の農地に対して支障はありません。
事務局	No.8 詳細は議案書のとおりです。 申請地は、上之庄公民館から北西に150mほどに位置した第2種農地と判断します。 譲受人の〇〇は、昭和41年7月20日に設立され、主に太陽光発電事業を行っている会社です。 施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。 申請地は、譲渡人と譲受人が太陽光発電施設として利用する事を了承したものであり、転用はやむを得ないものと判断します。 土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透です。 また、周囲にフェンスを設置し、防草シートを敷設します。太陽光パネルを144枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設となっております。 工事計画は、許可日から令和8年5月30日までの計画です。 資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。 隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。以上です。
議長	只今の説明に関連して、花之木地区、友生地区、猪田地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
〇〇委員	No.5 花之木地区です。 2月26日に関係者で現場確認を行いました。 説明にもありましたけども、法花の集落から車で1kmほど走ったところの山あいでありまして、30年前ほどからの休耕地でありまして、全部で15筆、所有者は数名おりますけども、名前を見たところ現在、農業をやっておられる方がいないという状況で、今後、担い手等で続けてやるという人もおられないという事でありまして、現場の状況から太陽光を設置するのはやむを得ないと思います。以上でございます。
〇〇委員	No.7ですけども、2月25日に関係者立会のもとで現地確認を行いました。 3条でも申し上げましたとおり、譲渡人の方が名張在住の遠方で、友生まで来てなかなか農地の管理をしていくのができないという事と譲受人の方も現在の農舎が手狭になってきたという事でタイミングよく話が纏まりまして、管理等については、何ら問題はないと思っておりますので、よろしくお願いします。
〇〇委員	2月26日に関係者一同で立会をいたしました。 その中で、面積が小さく、みんな百姓をしている人ばかりなんですけども、太陽光発電施設にするという事については、やむを得ないと思います。 みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。
議長	はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
〇〇委員	No.5ですけども、14,000㎡と非常に広い面積なんですけども、これ、県の太陽光にかかるガイドライン等の事前協議は済んでいるの？
事務局	建設管理課の方には届出を提出いただいております。
〇〇委員	届出でじゃなくて事前協議の事ですょ。
事務局長 (前川)	すいません。既に届出が提出されているという事は、その前に事前協議を終えたうえで届出が提出されているという事です。
〇〇委員	これ、ちょっと相当な排水というか、洪水対策的なものの手立てはされているんですか？
事務局	はい、排水は自然浸透となっておりますが、水利計算書が提出されておりまして、問題はないという事で書類を提出いただいております。
〇〇委員	特に何か調整池とかを設けるとかはしないの？

事務局	調整池は設けませんが、水利計算書を提出いただいてまして、それによって被害が出ないという、この報告というか書類をいただいています。
〇〇委員	具体的にここから出る水はどこへいくの？ どこか周辺に排水路とかがあるんですか？
事務局	基本的に既設の水路へ流れますと、北側に三軒家のため池がありまして、そちらへ流れていくとの事を聞いております。
〇〇委員	下流にはため池があるという事ですね。
事務局	はい、そうです。
〇〇委員	ガイドラインの事前協議は済んでいるという事ですね。
事務局	既に事前協議を終えて建設部の方へ協議書の方も提出されております。
〇〇委員	特段、何もないという事ですね。
事務局	問題があるという事は聞いておりません。
〇〇委員	はい、わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第3号 No.5～No.8について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし
議 長	議案第3号 No.5～No.8について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.5～No.8については、原案のとおり許可相当とすることに決定をいたしました。
議 長	続きまして、議案第4号「非農地証明下付願」についてを議題といたします。
議 長	議案第4号 No.1について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、失礼いたします。 議案第4号「非農地証明下付願」について、ご説明いたします。 総会資料9ページです。 No.1 明細は総会資料のとおりです。 申請地は、玉瀧神社の北350mほどの森の中にある農地でありまして、第2種農地に該当いたします。 当該農地におきましては、昭和60年ごろに植林し、現在も林地として利用されており、周辺の状況や木の太さから20年以上は経過していることが確認でき、当該地を農地に戻すことは困難で、また、周辺に影響もなく非農地として判断して問題はないと判断いたします。以上です。
議 長	只今の説明に関連して、玉瀧地区の担当委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。
〇〇委員	先月、2月27日に関係者一同立会をさせていただきました。 この土地、ほとんど山林で、この近辺が山林になっておりまして、現地へ行く道というものありませんし、確認はしたものの、道の方から100mぐらい離れておりまして、その辺から確認をしたというようなところでございます。 一応、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長	はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

議 長	はい、ないようですので、質疑を終結し採決いたします。							
議 長	議案第4号 No.1について、一括して採決することにご異議ございませんか。							
議 長	これ、1件だけだったんですね。 すいません。							
議 長	改めて、議案第4号 No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。							
一 同	挙 手							
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第4号「非農地証明下付願」について、No.1は原案のとおり証明することに決定をいたしました。							
議 長	続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。							
事務局	総会資料10ページをご覧ください。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画についてを説明いたします。 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積等促進計画の決定を求められております。 利用権設定された土地が、新規設定44件、再設定8件で田:108筆、畑:5筆、計画面積は合計176,159㎡です。 利用権設定された農地につきましては							
	議案書15ページ							
	古山地区	整理番号	110	1件	筆数	1筆	面積	1,431㎡
	議案書16～18ページ							
	河合地区	整理番号	111～113	3件	筆数	10筆	面積	14,563㎡
	議案書19ページ							
	玉滝地区	整理番号	114	1件	筆数	1筆	面積	1,961㎡
	議案書20～21ページ							
	依那古地区	整理番号	115～118	4件	筆数	4筆	面積	5,632㎡
	議案書22ページ							
	神戸地区	整理番号	119	1件	筆数	2筆	面積	7,388㎡
	議案書23ページ							
	比自岐地区	整理番号	120	1件	筆数	11筆	面積	3,662㎡
	議案書24～25ページ							
	柘植地区	整理番号	121～122	2件	筆数	7筆	面積	11,204㎡
	議案書26～34ページ							
壬生野地区	整理番号	123～136	14件	筆数	14筆	面積	40,682㎡	
議案書35～40ページ								
府中地区	整理番号	137～148	12件	筆数	21筆	面積	29,025㎡	
議案書41～42ページ								
柘植地区	整理番号	149～151	3件	筆数	16筆	面積	29,016㎡	
議案書43～44ページ								
府中地区	整理番号	152～153	2件	筆数	5筆	面積	8,187㎡	
議案書45ページ								
友生地区	整理番号	154	1件	筆数	1筆	面積	165㎡	

	議案書46ページ 久米地区 整理番号 155 1件 筆数 3筆 面積 8,330㎡
	議案書47～49ページ 中瀬地区 整理番号 156～160 5件 筆数 5筆 面積 12,512㎡
	議案書50ページ 阿保地区 整理番号 161 1件 筆数 1筆 面積 1,401㎡
	以上の農用地利用集積等促進計画の内容は、権利の設定を受けた後において、備えるべき要件である耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、また、耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしております。 以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
〇〇委員	経営面積の表記で小数点2位まで出していますが、一桁で止めている箇所もあるんですけど、見ていると非常に分かりにくいんですけど、これ、統一した表記にできないんですかね。
議 長	この件は、以前にもあったのと違うかな。
事務局	すいません。これについては登記の面積を記載しておりまして、10㎡に満たない土地につきましては、登記は小数点第2位まで記載されておりますので、そういった関係で小数点の表示があったりなかったりしています。
〇〇委員	手続き書(申請書)にはそういった表記でもいいと思いますが、この利用権設定の名簿の部分はある程度桁を合わせてもらったほうが我々にとっては分かりやすいんですが…この一覧表の話です。
事務局	〇〇委員さんのおっしゃるとおりにするのであれば、小数点以下の記載のないものについては、.00という表記になってしまいますが…
〇〇委員	いや、.00でなしに、一桁で止めてもらうことはできないの？ 利用権設定の申請は登記簿表記でいいと思いますが、この表(総会資料)については、一桁止めでやってほしいのですが… 分かりにくいので…
事務局長	〇〇委員さんのご意見に対してですが、この小数点第2位まで入っている人は農家台帳を出力してもですね、この面積になっておりますので、それを、例えば小数点以下を省くという事は市として数値の変更はできないと考えますので…
〇〇委員	いやいや、個々の報告は登記どおりでいいと思うんですけど、この資料の名簿の表11ページのところ、これは公告に関係のない部分ですので、桁を合わせてほしいと言っているだけです。
事務局長	いや、〇〇委員さんが言われている部分も併せて公告しますが…
〇〇委員	これも併せて公告するの？
事務局長	はい、します。
〇〇委員	併せて公告するにしても分かりづらいなあ
事務局長	そしたら、小数点以下00という表記にしますか。
〇〇委員	実際の数値はそのままでもいいのですが、委員さんに示す資料(総会資料)を整数止めにしてはという事です。
議 長	これだけ？ ※総会資料を指して
〇〇委員	そう、11ページから13ページだけでも
〇〇委員	会議の書類としては、整数止めで…

事務局長	いやいや、この会議で皆さんに了承を得た後にこのまま広告させていただくので・・・
〇〇委員	訂正(修正)したやつで了承すればそれでいいんですよ。我々は
〇〇委員	いろいろあると思いますが、この方法でしかできないのであれば、このままで何の問題はないんじゃないですか。
〇〇委員	前も言ったかわかりませんが、分かりにくいので・・・
議 長	以前にもありました。 まあ、事務局もこのまま行きたいと申しておりますので、よろしくお願いいたします。 今後、もう言わんといてや！
〇〇委員	登記上はどうなっているの？ 下2桁まであったりとか、1桁で止めているとかいろいろとあるんですか？土地の面積は
事務局長	10㎡以下の面積は小数点表示となっています。
〇〇委員	何枚も合わさっての農地があるという事で、それをまとめたやつやから。
事務局長	その農地の何かを切り離して残地になっている部分の面積が小数点表示になっているのが見受けられます。
議 長	それでは、この件はこのまま行かせてもらいます。 よろしく願いいたします。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
議 長	議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
一 同	挙 手
議 長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案」については、計画案のとおり意見の決定をすることにいたします。
議 長	以上で本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。
議 長	続きまして、事務局からの事務連絡はございませんか。
	一時中断(トイレ休憩)
議 長	はい、それでは、事務局からお願いいたします。
事務局長	はい、すいません。 お疲れのところ、申し訳ございませんが、事項書のその他のところを見ていただきますと、利用意向調査の発送についてと活動記録簿の提出というのが2点、事務局から連絡がございます。 まず、利用意向調査の発送につきまして、〇〇の方から説明させていただきます。
事務局	はい、失礼いたします。 昨年、農業委員さんに農地パトロールという事で回っていただいた結果に基づきまして、この2月28日付で農地利用意向調査というのを発送しております。 すべて送った訳ではなくて、条件で絞って選定をした結果で送付しております。 その内容と言いますのが、今回のパトロールにおいて、遊休農地を3つの区分を分けていただいたと思いますが、緑色は草が生えている程度、重機等が入らないと農地に戻す事が無理な箇所を黄色、もう、どうしようもないという箇所は赤色としていただいたと思います。 そういう事で、今回、対象とさせていただいたのは、基本的に緑色と黄色が対象になるんですが、黄色というのは、ほぼ、赤色になってきそうな所を重機等を入れてまで農地に戻すという事をしてくれないと思いますので、今回の対象については、草刈り程度の緑になっている農地に絞りました。

	農地区分についてなんですけど、農振農用地については荒れているとまずいなという所もあって、重点的に調査した方がいいとの事で農振農用地に絞りました。 それと、送り先が不明な方とかがいっぱいいましたので、その方は送付できないので、省きました。 現況地目が宅地や雑種地とか、こちらでいう違反転用的な物件については、今回の意向調査の対象外になりますので、そちらも省いています。 ですので、現況地目は田んぼ・畑・山林のみを対象としました。 それから、あと、面積があまりにも小さいのも今後の見込みも難しいと思われるため、登記地目が1反(1,000㎡)以上の農地に絞りました。 そういう事で、今回、この条件で絞った結果、筆数としては119筆、面積としては、18町(18ha)で186,186㎡です。 人数としましては99名、同一世帯の方が1件ありましたので、世帯数としては、98世帯を対象に2月28日に送付しております。 何件かすでに問い合わせがありまして、こちらの方に提出されている方もいらっしゃるんですけども、もし、農業委員さんのところに「こんな来たんやけど、どうしたらええんやろ」という相談があれば事務局へ相談するよう言うていただけたら解答させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。
事務局長	はい、只今の説明で、ご質問等がありましたらお願いいたします。
〇〇委員	それは、どこへ出されたのかという事を教えていただけないでしょうか。 私の担当地区で
事務局	中瀬地区は0件です。
一 同	中瀬は優秀じゃないですか〜。
事務局	いろんな要件を絞った結果ですが、実際は存在していると思われそうですが、今回、要件を絞るとこういう結果となりました。 あと、締め切り日を3月20日までに報告として送ってしまいまして、20日は祝日というのをすっかり忘れていて、間違って送ってしまいました。
事務局長	ほか、よろしいですか。
事務局長	それでは、この項は終了させていただきまして、続きまして2つ目、活動記録簿の提出について、〇〇の方から説明させていただきます。
事務局	失礼します。 お手元に令和8年度分といたしまして、令和8年4月から7月分の活動記録簿4部をお手元の方に置かせていただいております。 一旦は7月分までという事で、4部(4枚)にさせていただいているんですけども、また、ご活用いただけたらと思います。 令和7年度分ですけど、昨年の4月から今年の3月までの活動記録簿につきましては、取りまとめて国の方に報告する都合上、4月10日(金)、次回の総会の時結構ですので、提出をお願いいたします。 また、それまでに農業委員会事務局まで届けていただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。 そして、明日付けですね、農地利用最適化推進委員さんの方にもご案内をさせていただく予定で、これも4月10日(金)までに活動記録簿の方をご提出いただくようご案内をさせていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	はい、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、次回の総会は、令和8年4月10日(金)午後1時30分から5階の501会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

	次回は、開催場所が違いますので、間違わないようにお願いします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第33回総会を閉会といたします。 ありがとうございました。
一 同	ありがとうございました。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和8年 4月10日

会 長

坂本 榮二 ⑩

議事録署名者

西尾 長彦 ⑩

議事録署名者

橋本 隆 ⑩